

総務大臣
樽床 伸二 様

〒162-0802 新宿区山吹町 130 SKビル 8F

Tel 03-3268-8847 ・ Fax 03-3267-3445

財団法人全日本ろうあ連盟

理事長 石野 富志三郎



12月7日・東北地方の地震関連の緊急放送に関する 聴覚障害者への情報保障について 緊急要望

日頃は私たち聴覚障害者への情報保障等に、格段のご配慮を頂き厚く御礼申し上げます。
12月7日午後5時18分に東北地方を中心に大きな地震が発生しました。地震発生直後から複数のテレビ局の緊急放送に字幕がついておりましたが、一方で緊急放送に字幕がついていない例がありました。

2011年3月11日に発生した東日本大震災では緊急災害放送等に字幕がついていなかったことで、多くの聴覚障害者が正しい情報を入手することができませんでした。

東日本大震災時にも、緊急災害放送に字幕・手話を付与することを義務化するよう、求めましたが、この度の災害時にも依然として改善されておらず残念でなりません。

については下記の通り強く要望いたします。

記

1. NHK、民放各社に対し、緊急災害時におけるローカル番組を含むテレビ番組には、「手話通訳と字幕」の付与を必須とするよう働きかけてください。

<説明>

字幕を必要としているのは聴覚障害者ばかりではありません。聞き逃したり、周りが騒がしく聞きづらいなど字幕で情報を得ている方も多くいらっしゃいます。そのため、直接、画面に字幕を挿入したものを放送して頂くことが一番理想です。字幕放送による字幕付与を必ず行ってください。

被災地周辺の地域に暮らしている聴覚障害者にとってはローカル番組は重要な情報です。緊急災害の場合はローカル番組においても「字幕」を付与してください。

また「手話」については、手話ニュースを緊急放送したり、緊急災害時の放送番組には手話通訳を挿入して放送して下さい。

2. 緊急災害時に、特定非営利活動法人CS障害者放送統一機構に対し、ローカル番組を含むニュース、その他の必要な情報を速やかに提供してください。

<説明>

特定非営利活動法人CS障害者放送統一機構が放送している「目で聴くテレビ」は、地

震発生約30分後から手話と字幕を付けての緊急災害放送を実施しました。「目で聴くテレビ」を受信するアイ・ドラゴンⅢを持っている聴覚障害者・施設では、これにより地震情報を一般視聴者と等しく得ることができました。

NHK及び民放各社は特定非営利活動法人CS障害者放送統一機構と連携することにより、緊急災害時の「手話と字幕」を付加した放送を実施することができます。

3. 「視聴覚障害者向け放送普及行政の指針」では、最低限「緊急災害時の放送」への字幕・手話の付与を義務付けてください。

<説明>

2012年10月2日付で公表された見直し後の「視聴覚障害者向け放送普及行政の指針」では、「大規模災害等緊急時放送については、できる限り全てに字幕付与。災害発生後速やかな対応ができるように、できる限り早期に、全ての定時ニュースに字幕付与」と努力義務に留まっております。手話放送に至っては緊急災害時に関する指針がありません。

緊急災害時の放送に関しては早急に字幕・手話の付与を義務化してください。

以上